

平成29年度

事業計画書



公益財団法人逗子市体育協会

目 次

I	基本方針	1
II	重点目標	1
III	公益目的事業	2
III-1	一般会計	2
III-2	スポーツクラブ特別会計	5
III-3	指定管理業務特別会計	8
IV	収益事業	10

I 基本方針

逗子市は、まちづくりの目標のひとつとしてスポーツ都市宣言を行い、生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動を愛し、スポーツに親しみ健康な心身をつくることを掲げており、この目標の実現をめざし平成24年3月にスポーツ推進計画が策定され、施策が展開されております。

本協会におきましては、この計画を背景に、市民の皆様が日常生活の場において、気軽にスポーツ活動に親しみ、楽しく体力・健康づくりの機会をもてるよう各加盟団体と連携して市民の生涯スポーツの振興に取り組んでまいります。

II 重点目標

1. 一般会計

公益財団法人として公益性を基軸に、不特定多数の市民の皆様が従来に増しスポーツ活動に参加できる様、多種多様なスポーツ教室・大会等を開催するとともに、それらの情報提供等を行い、スポーツに親しめる環境づくりやスポーツ人口をさらに増やすことに向けて努力し、また、寄付金を募り、新たな事業を展開して行きます。

さらには、東京2020オリンピック・パラリンピックのセーリング競技が神奈川県で開催されることに向け、誰もがマリンスポーツに親しめる機会を創出するために、マリンスポーツ教室（ヨット・ウインドサーフィン）を強化し、同競技の普及・振興に取り組んでまいります。

2. スポーツクラブ特別会計

総合型地域スポーツクラブである「うみかぜクラブ」は、活動開始から12年目を迎えます。スポーツが生活の一部となるようなクラブ運営を行うとともに、逗子市の少子高齢化社会に対応したメニューを積極的に取り入れ、健康の維持・増進を図るとともに地域の交流を深める視点も視野に入れ、さらに充実したクラブを目指します。また、PR活動を積極的に行うことにより、会員の増加にも取り組んでまいります。

3. 指定管理特別会計

逗子市立体育館、逗子市都市公園有料の運動施設の指定管理者として4年目を迎えます。体育館においては、トレーニングルームが末病センターとして位置付けされたことから、健康の維持・増進の意識付けの場として活用すると共に、スポーツ無関心層へのアプローチを強化し、市民自らが健康づくりに取り組んでいける架け橋となる様、誰もが気軽に足を運べる施設運営を目指します。

公園運動施設では、施設整備に力を入れることにより、使い勝手の良い、魅力ある施設の提供に努めます。また、懸案事項となっておりますプール開設期間外の活用について、誰もが楽しく気軽に利用できる場となり得る様、諸施策を検討してまいります。

指定管理全体としては、残り2年間をより効果的・効率的な施設運営に努めると共に、次期の受託に向けた準備を始めます。さらに、自主スポーツ事業の運営等、各業務においてサービスの強化を念頭に取り組んでまいります。

Ⅲ 公益目的事業

公益目的事業は、不特定多数の人の利益の増進を図ることを目的として行う事業となります。本協会は、スポーツに関する教室、競技大会等の開催やスポーツ施設の管理運営を行うことなどにより、逗子市におけるスポーツ活動の振興を図り、心身ともに健康で活力ある市民生活の形成に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、次に掲げる事業が相互に関連することによりスポーツ振興がより効果的に図られるものであります。

1. スポーツに関する教室、競技大会等の開催事業

スポーツの基本について、普及啓発を行うと共に、大会等を通し競技力向上を図る事業を実施してまいります。

2. スポーツ団体等への助成、指導者の養成、その他支援事業

各種スポーツ団体がスポーツ振興を目的とする事業活動を支援すると共に、技術判定能力の向上、優秀選手等の表彰をしてまいります。

3. スポーツに関する情報の収集及び提供に関する事業

各種のスポーツ情報を提供することにより、スポーツの振興を図ります。

4. 総合型地域スポーツクラブの運営事業

生涯にわたって、誰もが気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりと地域の交流を深めることをしてまいります。

5. スポーツ活動の機会や場の提供に関する事業

スポーツ振興を図るため逗子市から委託を受けたスポーツ活動を広く提唱し実施すると共に、逗子市が設置した公の施設の管理運営を行いスポーツ活動の充実を図ります。

Ⅲ-1 一般会計

1. スポーツに関する教室、競技大会等の開催（定款第4条第1項第1号）

（1）スポーツ教室の開催（13種目30コース）

教室名	実施時期	日数	会場	対象	定員
おとなの水泳 （第1回） （第2回）	5・6月	5日間	交流センター 温水プール	20才以上の方	20人
	9・10月	5日間			20人
おとなのバドミントン	9・10月	8日間	逗子アリーナ	20才以上の方	40人
ウインドサーフィン （第1回） （第2回） （第3回）	7月	1日	逗子海岸	中学生以上の方	延 30人
	7月	1日			
	7月	1日			

教室名	実施時期	日数	会場	対象	定員
ジュニアウインドサーフィン					
(第1回)	8月	1日	逗子海岸	小学生	15人
(第2回)	8月	1日			15人
(第3回)	8月	1日			15人
(第4回)	8月	1日			15人
ヨット	5月	2日間	逗子海岸ほか	中学生以上の方	24人
ジュニアヨット					
(第1回)	9月	半日	第一運動公園 プール	小学生	10人
(第2回)	9月	半日			10人
(第3回)	9月	半日			10人
(第4回)	9月	半日			10人
テニス	4・5月	5日間	第一運動公園	18才以上の方	30人
ジュニアテニス	8月	4日間	第一運動公園	小学3年～高校生	60人
アーチェリー	11月	2日間	第一運動公園	小学4年生以上の方	20人
ソフトヨガ	4月～3月	50日間	逗子アリーナ	16才以上の方	80人
キックエアロ	4月～3月	50日間	逗子アリーナ	16才以上の方	80人
EZ DO DANCERCIZE	4月～3月	40日間	逗子アリーナ	16才以上の方	80人
ジュニアバドミントン	5・6月	8日間	逗子アリーナ	小学4～6年生	30人
ジュニアレスリング	10・11月	8日間	逗子アリーナ	小学1～3年生	30人
弓道	11月	2日間	第一運動公園	小学5年生以上の方	20人
ジュニア卓球	5・6月	8日間	逗子アリーナ	小学4～6年生	40人
ジュニア陸上競技	4月～7月	8日間	池子の森自然公園	小学4～6年生	50人
ジュニア水泳					
(初心者A)	7月	7日間	沼間小学校	小学4～6年生	60人
(初心者B)	7月	7日間			60人
(初心者C)	7・8月	7日間	飯島公園	小学4～6年生	60人
(中級者)	7月	7日間	沼間小学校	小学1～中学3年生	40人

(2) スポーツ講演会の開催

スポーツ指導者及び一般市民を対象とした講演会

(3) スポーツ大会等の開催

大会名	実施時期	会場	対象	定員
海岸を走る会	毎月第一日曜日 (1月は元日)	逗子海岸	小学生以上の方	なし
ファミリー運動会				
(桜山地区ファミリー運動会)	5月	第一運動公園	地区住民	なし
(小坪地区体育祭)	9月	小坪小学校	地区住民	なし
(久木体育祭)	10月	久木小学校	地区住民	なし
(東逗子体育祭)	10月	沼間小学校	地区住民	なし
(逗子小学校区体育祭)	10月	逗子小学校	地区住民	なし

大会名	実施時期	会場	対象	定員
(池子健康まつり)	10月	池子小学校	地区住民	なし
(新宿体育祭)	6月	逗子開成学園	地区住民	なし
(山の根体育祭)	9月	第一運動公園	地区住民	なし
フォークダンス大会	6月	逗子アリーナ	市民	なし
スポーツ少年団野球大会	6月	第一運動公園	登録チーム	
オリエンテーリング大会	12月	市内約6km	市民	30組
ハイキング	10月	未定	18才以上の方	75人
ダレデモダンス	5月	逗子アリーナ	市民	なし

2. スポーツ団体等に対する助成及びその他の支援（定款第4条第1項第2号）

(1) スポーツ団体等に対する助成

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ア. 逗子市競技連盟 | イ. 逗子市地域体育団体協議会 |
| ウ. 逗子市レクリエーション協会 | エ. 逗子市スポーツ少年団本部 |
| オ. その他のスポーツ団体等（全市的規模での組織を有し、かつ相当規模以上での人数を擁するもので、理事会が認めたものに対して予算の定める金額の範囲内で助成する。） | |

(2) スポーツ団体等に対するその他の支援

- | | |
|------------|-----------------|
| ア. 優秀選手の表彰 | イ. 指導員等の依頼による派遣 |
|------------|-----------------|

3. スポーツ指導者の養成（定款第4条第1項第3号）

(1) 審判講習会

(2) レクリエーション指導者講習会

(3) スポーツ少年団指導者研修会

4. スポーツに関する情報の収集及び提供（定款第4条第1項第4号）

(1) 広報広聴事業

- | | |
|--------------------|--------------|
| ア. 情報誌（ずしのスポーツ）の発行 | イ. ホームページの運営 |
| ウ. 体協たよりの発行 | エ. 逗子市との連携 |

(2) 情報収集・交換事業

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ア. スポーツに関する情報の収集等 | イ. 逗子市スポーツ人の集い |
| ウ. スポーツ振興及び施設管理に関する調査・視察等 | |

5. 逗子市から委託を受けたスポーツ事業の実施（定款第4条第1項第6号）

(1) 各種体育大会の開催

- ア. 第57回市民体育大会（22種目）
- イ. 第65回市内一周駅伝競走大会
- ウ. 第48回地域対抗球技大会
- エ. 市民レクリエーション大会

(2) 県下スポーツ大会選手役員派遣事業

- ア. 第72回市町村対抗かながわ駅伝競走大会参加
- イ. 第72回三浦半島県下駅伝競走大会参加
- ウ. 神奈川県スポーツレクリエーションフェスティバル参加

(3) 体力づくり推進事業

体育の日記念事業（体カテスト会）

(4) 逗子ハイランドスポーツ広場維持管理

(5) シニアスポーツ広場維持管理（沼間）

(6) 子ども体育教室（3教室）

6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第8号）

(1) 体育協会功労者に対する顕彰事業

- ア. 体育・スポーツの普及振興または進歩発展に顕著な貢献をなした者及び価値ある研究調査をなした者を顕彰する。
- イ. 体育・スポーツの指導者として、優秀な選手またはチームを育成した者を顕彰する。

Ⅲ-2 スポーツクラブ特別会計（定款第4条第1項第5号）

1. スポーツ及び文化に関する教室、講演会、大会等の開催（規約第3条第1項第1号）

(1) スポーツ及び文化に関する教室の開催（18種目39コース）

曜 日	種 目	会 場	対 象
月曜 メニュー (月1回) *第3月曜 または 第2月曜 に実施	トレーニング、健康測定	逗子アリーナ	すべての会員
	フォークダンス	〃	
	バドミントン	〃	
	卓球	〃	
	社交ダンス	〃	
	太極拳	〃	
	ソフトテニス	第一運動公園	
	テニス	〃	

曜 日	種 目	会 場	対 象
月 曜	高齢者体カアップ体操①	保健センター	高齢の会員
	高齢者体カアップ体操②	〃	
	高齢者体カアップ体操③	〃	
第1月曜	水中ウォーク	市民交流センタープール	すべての会員
	水泳	〃	
第1月曜	社交ダンス	逗子アリーナ	
	テニス	第一運動公園	
火 曜	バドミントン	逗子アリーナ	
	シェイプアップ体操	〃	
第2・4火曜	ゆるやか水中ウォーク	市民交流センタープール	
	水中ウォーク	〃	
水 曜	健康体操	逗子アリーナ	
第1・3水曜	ノルディックウォーク	市内及び逗子市周辺*①	
木 曜	卓球	逗子アリーナ	
	バドミントン	〃	
	アクアビクスA	市民交流センタープール	
	アクアビクスB	〃	
第2・4木曜	ノルディックウォーク	市内及び逗子市周辺*①	
金 曜	アブストレージングA	保健センター	
	アブストレージングB	〃	
第1・3金曜	卓球	逗子アリーナ	
第1・3金曜	太極拳	〃	
第2金曜	おでかけウォーク	市内及び逗子市周辺*①	
土 曜	水中ウォーク	市民交流センタープール	
	水泳	〃	
第1・3土曜	ソフトテニス	第一運動公園	
第2・4土曜	テニス(ジュニア、初心者)	〃	*②
	テニス(中上級者)	池子の森自然公園	中上級者
日曜・祝日 メニュー*③	バドミントン	逗子アリーナ	すべての会員
	卓球	〃	

*①…ノルディックウォークは、コースにより集合場所が変わることもある。

おでかけウォークは、出掛ける場所により集合場所が異なる。コースは2～3時間。

*②…前半2時間は、小中学生会員と小中学生会員と一緒に参加される会員。

後半2時間は、小中学生会員以外の会員。

*③…大会等により実施できない月もある。

(2) スポーツ及び文化に関する大会等の開催

大会等名	期 日	会 場	内 容	定員
ハイキング	平成29年 5月 8日	静岡県富士宮市 田貫湖周辺	7km程度のハイキング	40名

大会等名	期 日	会 場	内 容	定員
うみかぜ まつり	平成30年 2月11日	逗子アリーナ	無料体験 バドミントン、卓球 体力テスト 長座体前屈、握力、 上体起こし、血管健康 測定など	なし
	平成30年 2月11日 ～17日		写真展・文化展 会員が趣味で行って いる作品の展示	

(3) 指導者講習会（AED 講習）の開催

期 日 平成30年2月 全1回
 対 象 クラブ内指導者及び会員
 会 場 逗子アリーナ
 講 師 逗子市消防署員

2. 広報・調査活動の実施（規約第3条第1項第2号）

(1) 地域住民への周知

ア. 広報等への情報掲載

期 日 平成29年4月～平成30年3月の4回程度
 方 法 広報「ずし」及び地域情報誌へのクラブ情報の掲載。

イ. ポスティングの実施

期 日 平成29年5月 平成30年1月 全2回
 方 法 イベントなどのチラシを運営委員及びクラブサポーターによりポスティングを行う。

ウ. イベント等でのPR

期 日 平成29年5月・10月・11月 全3回
 方 法 逗子市民まつり等においてブースを設け、血管健康測定、PRビデオの上映、リーフレット・PR ポケットティッシュの配布を行う。

(2) クラブだよりの発行

期 日 平成29年4月～平成30年3月の4回程度
 発行部数 1回1000部程度

(3) その他必要な情報収集など

3. その他、目的を達成するために必要な事業（規約第3条第1項第3号）

(1) クラブマネジャー研修会参加

期 日 平成29年7月～平成30年1月
 主 催 公益財団法人神奈川県体育協会ほか
 対 象 運営委員会委員
 会 場 県立体育センターほか

(2) 会議への参加

期 日 平成29年4月～平成30年3月 6回程度
 主 催 公益財団法人日本体育協会、公益財団法人神奈川県体育協会ほか
 対 象 運営委員会委員
 会 場 県立体育センターほか

(3) サポーター制度の運用

サポーターの募集を行い、入会案内・イベントPRチラシのポスティング及びイベント開催時のサポートをしていただくための調整を行う。

Ⅲ-3 指定管理業務特別会計

（逗子市が設置する社会体育施設の管理運営 定款第4条第1項第7号）

1. 逗子市立体育館の管理運営（駐車場含む）

(1) 管理運営業務

公の施設は、住民の福祉を目的として、スポーツ行政におけるビジョンや計画を具現化する拠点としての役割を担っているものと認識し、逗子市スポーツ推進計画における「スポーツを楽しむまち逗子」の実現及び公益法人として、市民サービスの向上、スポーツ振興に向け、次の基本コンセプトのもとに、責任感と使命感をもって管理運営を行います。また、少子高齢化の進んだ町であることから、子どもや高齢者の方へのメニュー提供や支援を積極的に取り組んでまいります。

基本コンセプト 『愉快的なスポーツコミュニティづくり』

- ◎ 心地よい、夢のあるスポーツ施設の提供を目指して
- ◎ 使い勝手のよい、フレキシブルな施設運営と管理

(2) スポーツ推進業務（12種目23コース）

教室・イベント名	実施時期	日 数	会 場	対 象	定員
骨 盤 底 筋 体 操	4月～3月	36日間	第二格技室	16才以上の方	40人
ストレッチ&コアトレーニング	4月～3月	36日間	第二格技室	16才以上の方	40人
Z U M B A ®	4月～3月	48日間	サブアリーナ	16才以上の方	80人
水 曜 ヨ ガ	4月～3月	48日間	サブアリーナ	16才以上の方	80人
朝 い ち ヨ ガ	4月～3月	45日間	サブアリーナ	16才以上の方	80人

教室名	実施時期	日数	会場	対象	定員
土曜EZ	4月～3月	45日間	サブアリーナ	16才以上の方	80人
夜のピラティス	4月～3月	23日間	第一会議室	16才以上の方	25人
夜のヨガ	4月～3月	23日間	第一会議室	16才以上の方	25人
筋力アップ&チェアストレッチ	4月～3月	46日間	第一会議室	55才以上の方	20人
親子体操					
(第1回)	5月～7月	8日間	サブアリーナ	2～4才の親子	各 20組
(第2回)	9月～11月	8日間			
(第3回)	1月～3月	8日間			
苦手な種目にチャレンジ					
(第1回)	5月～7月	8日間	サブアリーナ	小学1～3年生	各 40人
(第2回)	9月～11月	8日間			
(第3回)	1月～3月	8日間			
少人数制夏冬春特訓(幼・低学年)					
(第1回)	7月	2日間	サブアリーナ	年中～ 小学2年生	各 30人
(第2回)	12月	2日間			
(第3回)	3月	2日間			
少人数制夏冬春特訓(1～4年生)					
(第1回)	7月	2日間	サブアリーナ	小学1～4年生	各 30人
(第2回)	12月	2日間			
(第3回)	3月	2日間			
障がい者のダンス&ボイトレ	4月～3月	48回	第二格技室	障がいのある方	20人
クリスマススポーツランド	12月	1回	メインアリーナ	未就学児の親子	100組

2. 逗子市都市公園有料の公園施設の管理運営「第一運動公園（テニスコート、野球場、弓道場、プール、駐車場）、小坪飯島公園（プール）、池子の森自然公園（400mトラック、テニスコート、野球場、駐車場）」

(1) 管理運営業務

公の施設は、住民の福祉を目的として、スポーツ行政におけるビジョンや計画を具現化する拠点としての役割を担っているものと認識し、逗子市スポーツ推進計画における「スポーツを楽しむまち逗子」の実現及び公益法人として、市民サービスの向上、スポーツ振興に向け、次の基本コンセプトのもとに、責任感と使命感をもって管理運営を行います。

基本コンセプト 『愉快的なスポーツコミュニティづくり』

- ◎ 心地よい、夢のあるスポーツ施設の提供を目指して
- ◎ 使い勝手のよい、フレキシブルな施設運営と管理

(2) スポーツ推進業務 (2種目9コース)

教室名	実施時期	日数	会場	対象	定員
ジュニアテニス (第1回)	5月～7月	5日間	池子の森 自然公園 テニスコート	小学1～3年生	各 24人
	(第2回) 9月～11月	5日間			
	(第3回) 1月～3月	5日間			
ジュニアテニス (第1回)	5月～7月	5日間	池子の森 自然公園 テニスコート	小学4～6年生	各 24人
	(第2回) 9月～11月	5日間			
	(第3回) 1月～3月	5日間			
ジュニアかけっこ (第1回)	5月～7月	5日間	池子の森 自然公園 400mトラック	小学1～3年生	各 40人
	(第2回) 9月～11月	5日間			
	(第3回) 1月～3月	5日間			

IV 収益事業

1. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (定款第4条第1項第8号)

(1) 自動販売機管理等事業

スポーツ施設における利用者への利便性の向上及び福利厚生を図るため、自動販売機の管理を行います。また、本協会が発行する冊子やホームページへの広告の募集も行います。

当事業の収益は、本協会が実施する公益目的事業に充当します。

(2) 池子の森自然公園緑地エリア管理業務受託事業

本協会が指定管理業務として管理運営を行う、同公園内のスポーツエリアと一括管理を行うことにより、利用者への利便性の向上を図るとともに、利用者に対し、スポーツ教室やうみかぜクラブのPRを行い、スポーツ振興にも繋がります。

当事業の収益は、本協会が実施する公益目的事業に充当します。